

## 特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 評価書名    | 国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書 |
| 評価実施機関名 | 国税庁長官                |
| 提出日     | 令和3年8月12日            |
| 概要説明日   | 令和3年8月25日            |

(目次)

|  |    |
|--|----|
| ○ 全体的な事項 .....   | 1  |
| ○ 国税関係(賦課・徴収)事務(KSKシステム関係) .....   | 5  |
| <p>(1)共通番号管理特定個人情報ファイル、(2)納税者情報管理特定個人情報ファイル、(3)所得税・消費税特定個人情報ファイル、(4)資産税特定個人情報ファイル、(5)源泉所得税特定個人情報ファイル、(6)酒税特定個人情報ファイル、(7)間接諸税特定個人情報ファイル、(8)債権管理特定個人情報ファイル、(9)非課税貯蓄限度額管理特定個人情報ファイル、(10)資料調査特定個人情報ファイル、(11)少額投資非課税口座管理特定個人情報ファイル、(12)酒類特定個人情報ファイル、(13)法人税・消費税特定個人情報ファイル</p> |    |
| ○ 国税関係(賦課・徴収)事務(租税に関する調査関係) .....  | 12 |
| <p>(14)租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。)により取得した特定個人情報ファイル</p>  |    |
| ○ 国税関係(賦課・徴収)事務(犯則事件の調査関係) .....   | 19 |
| <p>(15)租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル</p>  |    |
| ○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策 .....  | 26 |
| ○ 総評 .....   | 27 |
| ○ 個人情報保護委員会による審査記載事項 .....   | 27 |

## 全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報  
ファイルに共通する事項

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |   | 審査<br>結果  | 所見  |
|---|--------|---|------|---|-----------|---|
| (1)しきい値判断に誤りはないか。   | —      | —   | —    | — | 問題は認められない | 対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。   |
| (2)適切な実施主体が実施しているか。   | —      | 1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。 | —    | — | 問題は認められない | 特定個人情報ファイルは、国税庁が国税関係(賦課・徴収)事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。  |
| (3)公表しない部分は適切な範囲か。  | —      | —   | —    | — | 問題は認められない | 特定個人情報保護評価に関する規則第13条において、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係る評価書であるときは、評価実施機関がその全部又は一部を公表しないことができることとされている。評価書において、非公表としている箇所は全て犯則事件の調査に係る箇所であり、評価実施機関において公表することにより違法行為を助長する可能性が生じる恐れがあると判断したものである。 |
| (4)適切な時期に実施しているか。   | —      | —   | —    | — | 問題は認められない | AI-OCRの活用に伴うシステム開発は令和3年10月からプログラミングの開始を予定しており、プログラミング開始前の適切な時期に評価を実施している。   |
| (5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。                     | —      | —   | —    | — | 問題は認められない | 国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、32日間実施し、得られた意見への対応状況はe-Govで公表することとしており、事後の措置も適切である。  |
| (6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 | —      | —   | —    | — | 問題は認められない | 国税関係(賦課・徴収)事務について、求められる事項が具体的に記載されている。  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該当箇所 |   | 審査<br>結果  | 所見  |
|--|--------|------------|------|---|-----------|---|
| (7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。 | —      | —          | —    | — | 問題は認められない | 国税庁における番号制度への対応は長官官房総務課情報公開・個人情報保護室が取りまとめており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。 |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所            |            | 審査<br>結果  | 所見  |
|---|--|--|-----------------|------------|-----------|---|
| <p>(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。</p> | <p>①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。</p> | <p>2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。</p>        | P.3             | I 1. ②     | 問題は認められない | <p>国税関係(賦課・徴収)事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。</p> <p>また、別添1の事務フロー図では事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが明記されており、特定個人情報の流れとそれ以外の情報の流れを区別する、事象が起きる順に番号を付けている等、特定個人情報の流れが具体的に記載されている。</p> |
|   |  | <p>3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。</p>                             | P.3             | I 2. ②     | 問題は認められない |   |
|   |  | <p>4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。</p>                                | P.3             | I 2. ③     | 問題は認められない |   |
|   |  | <p>5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。</p> | P.4             | I 4. ①     | 問題は認められない |   |
|   |  | <p>6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。</p>   | P.4             | I 4. ②     | 問題は認められない |   |
|   |  | <p>7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。</p>            | P.5<br>~<br>P.6 | I<br>(別添1) | 問題は認められない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所                |        | 審査<br>結果                  | 所見  |
|---|---|---|---------------------|--------|---------------------------|---|
| (9)特定個人情報<br>ファイルを取り扱<br>うプロセスにお<br>いて特定個人情<br>報の漏えいその<br>他の事態を発生<br>させるリスクを、<br>特定個人情報保<br>護評価の対象と<br>なる事務の実態<br>に基づき、特定<br>しているか。   | —   | —   | P.207<br>～<br>P.237 | Ⅲ、Ⅳ    | 問題<br>は<br>認め<br>られ<br>ない | 全項目評価書に例示されている各リスク<br>について、特定個人情報保護評価の対象<br>となる事務の実態に基づき、具体的に記載<br>している。  |
| (10)特定されたリ<br>スクを軽減する<br>ために講ずべき<br>措置についての<br>記載は具体的か。<br><br>(11)記載されたリ<br>スクを軽減させ<br>るための措置は、<br>個人のプライバシー<br>等の権利利益の<br>侵害の未然防<br>止、国民・住民<br>の信頼の確保と<br>いう特定個人情報<br>保護評価の目的<br>に照らし、妥当<br>なものか。 | ⑨特定個人情報<br>ファイルの取扱い<br>について自己点<br>検・監査や従業<br>者に対する教育・<br>啓発を行っている<br>か。 | 70. 評価書に記載した<br>とおりに運用がなされ<br>ていること等につ<br>いて、評価の実施を担<br>当する部署自らが、ど<br>のように自己点検する<br>か具体的に記載して<br>いるか。 | P.236               | Ⅳ 1. ① | 問題<br>は<br>認め<br>られ<br>ない | 自己点検・監査について、年1回、各人が<br>情報管理体制に関する点検票を作成し管<br>理者がその確認を行うこと、情報セキュ<br>リティ監査及び関連規程等の順守状況の<br>点検を定期的又は必要に応じて随時実<br>施すること等について具体的に記載され<br>ている。  |
|   |   | 71. 評価書に記載した<br>とおりに運用がなされ<br>ていること等につ<br>いて、どのように監査<br>するか具体的に記載<br>しているか。                           | P.236               | Ⅳ1. ②  | 問題<br>は<br>認め<br>られ<br>ない | 入力業務の委託先の監査については、<br>業務期間前後における確認について、書<br>面審査から実地監査への変更等を行い<br>監査方法を強化することを記載してい<br>る。<br><br>従業者等に対する教育・啓発について、<br>年1回以上、情報セキュリティの確保等<br>に関する研修を実施すること等について<br>具体的に記載されている。                             |
|   |   | 72. 特定個人情報を取り<br>扱う従業者等に対<br>しての教育・啓発や<br>違反行為をした従<br>業者等に対する措<br>置について具体的<br>に記載しているか。               | P.237               | Ⅳ 2.   | 問題<br>は<br>認め<br>られ<br>ない | 委託先に係る研修及び教育の実施につ<br>いて、受託者が必要な社内教育を定<br>期的に実施すること等が具体的に記載<br>されている。  |
|   |   | 73. 国民・住民等から<br>の意見聴取により<br>得られた意見を踏<br>まえて評価書のど<br>の箇所をどのよう<br>に修正したかを具<br>体的に記載してい<br>るか。           | P.240               | Ⅵ 2. ④ | 問題<br>は<br>認め<br>られ<br>ない | 評価書の記載に関する意見の提出はな<br>かったことが記載されている。   |
| (12)個人のプライ<br>バシー等の権利<br>利益の保護の宣<br>言は、国民・住<br>民の信頼の確保<br>という特定個人<br>情報保護評価の<br>目的に照らし、<br>妥当なものか。  | —   | —   | P.1                 | 表紙     | 問題<br>は<br>認め<br>られ<br>ない | KSKシステムのデータを保有するコン<br>ピュータセンターについては、国際的標準<br>規格に準拠した、認証資格を取得してい<br>ること等の特記事項として具体的に分かり<br>やすく記載した上で、特定個人情報の漏<br>えいその他の事態を発生させるリスクを<br>軽減するために十分な措置を行い、も<br>って個人のプライバシー等の権利利益<br>の保護に取り組んでいることを宣言し<br>ている。 |

国税関係(賦課・徴収)事務(KSKシステム関係)

(1)共通番号管理特定個人情報ファイル、(2)納税者情報管理特定個人情報ファイル、(3)所得税・消費税特定個人情報ファイル、(4)資産税特定個人情報ファイル、(5)源泉所得税特定個人情報ファイル、(6)酒税特定個人情報ファイル、(7)間接諸税特定個人情報ファイル、(8)債権管理特定個人情報ファイル、(9)非課税貯蓄限度額管理特定個人情報ファイル、(10)資料調査特定個人情報ファイル、(11)少額投資非課税口座管理特定個人情報ファイル、(12)酒類特定個人情報ファイル、(13)法人税・消費税特定個人情報ファイル

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所   | 審査<br>結果 | 所見        |   |
|---|--|--|--|----------|-----------|---|
| (8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。 | ② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。 | 8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。                          | P.7<br>P.14<br>P.23<br>P.47<br>P.66<br>P.79<br>P.94<br>P.104<br>P.121<br>P.129<br>P.167<br>P.173<br>P.179  | Ⅱ 2. ③   | 問題は認められない | 特定個人情報を保有する理由について、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容等を確認するなどの税務調査等を実施する際に、個人番号を利用すること等が具体的に記載されている。<br><br>特定個人情報の入手・使用について、個人番号を入手するための措置として、国税関係法令において税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている等、それぞれの特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、提供・移転、保管・消去)が具体的に記載されている。 |
|   |  | 9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。  | P.104<br>P.121<br>P.129<br>P.167<br>P.173<br>P.179   | Ⅱ 2. ④   | 問題は認められない |   |
|   |  | 10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。   | P.8<br>P.15<br>P.24<br>P.48<br>P.67  | Ⅱ 3. ④   | 問題は認められない |   |
|   |  | 11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。  | P.80<br>P.95<br>P.105<br>P.122   | Ⅱ 3. ⑤   | 問題は認められない |   |
|   |  | 12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。   | P.130<br>P.168<br>P.174<br>P.180   | Ⅱ 3. ⑥   | 問題は認められない |   |
|   |  | 13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。        | P.9<br>P.16<br>P.25<br>P.48<br>P.67<br>P.80<br>P.95  | Ⅱ 3. ⑧   | 問題は認められない |   |
|   |  | 14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。   | P.105<br>P.122<br>P.131  | Ⅱ 3. ⑧   | 問題は認められない |   |
|   |  | 15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。                                  | P.168<br>P.174<br>P.180  | Ⅱ 3. ⑧   | 問題は認められない |   |
|   |  | 16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。   | P.10<br>P.17<br>P.26<br>P.49<br>P.68<br>P.81<br>P.96<br>P.106<br>P.123<br>P.132                            | Ⅱ 4. ②   | 問題は認められない |   |
|   |  | 17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.169<br>P.175<br>P.181  | Ⅱ 4. ⑤   | 問題は認められない |   |
|   |  | 18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。                                      | P.11<br>P.18<br>P.27<br>P.50<br>P.69<br>P.82<br>P.97<br>P.107<br>P.124<br>P.133<br>P.170<br>P.176<br>P.182 | Ⅱ 4. ⑧   | 該当なし      |   |
|   |  | 19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.11<br>P.18<br>P.27<br>P.50<br>P.69<br>P.82<br>P.97<br>P.107<br>P.124<br>P.133<br>P.170<br>P.176<br>P.182 | Ⅱ 5. ②   | 問題は認められない |   |
|   |  | 20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.11<br>P.18<br>P.27<br>P.50<br>P.69<br>P.82<br>P.97<br>P.107<br>P.124<br>P.133<br>P.170<br>P.176<br>P.182 | Ⅱ 5. ②   | 問題は認められない |   |
|   |  | 21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。   | P.12<br>P.19<br>P.28<br>P.51<br>P.70<br>P.70<br>P.83<br>P.98<br>P.108<br>P.125                             | Ⅱ 6. ①   | 問題は認められない |   |
|   |  | 22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。  | P.12<br>P.19<br>P.28<br>P.51<br>P.70<br>P.70<br>P.83<br>P.98<br>P.108<br>P.125                             | Ⅱ 6. ②   | 問題は認められない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所                             | 審査<br>結果     | 所見        |  |
|---|--|---|----------------------------------|--------------|-----------|--|
|   |  | 23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。   | P.134<br>P.171<br>P.177<br>P.183 | Ⅱ 6. ③       | 問題は認められない |  |
| (10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。<br><br>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | ③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.207                            | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない | 特定個人情報の入手について、納税者等が各税法等の規定に基づき、納税申告書、法定調書、申請・届出書を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すこと等、特定個人情報の入手元に応じて、必要な情報以外を入手することを防止すること等が具体的に記載されている。<br><br>税務署等に来署する場合は、窓口で対面にて收受する、郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、所轄の税務署に送付する旨を国税庁ホームページにて案内をすること等、特定個人情報の入手元に応じて、特定個人情報の情報漏えいを防止すること等が具体的に記載されている。 |
|   |  | 25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。       | P.207                            | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない |  |
|   |  | 26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。           | P.208                            | Ⅲ 2. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|   |  | 27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。     | P.208<br>~<br>P.209              | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|   |  | 28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。              | P.208<br>~<br>P.209              | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|   |  | 29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。           | P.208<br>~<br>P.209              | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|   |  | 30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。            | P.209                            | Ⅲ 2. リスク4:   | 問題は認められない |  |
|   |  | 31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.209                            | Ⅲ 2. その他のリスク | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|---|-------|---------------------|-----------|--|
|                     | ④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.210 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない | 特定個人情報の使用について、個人番号を参照することが可能となる共通番号管理システムには、個人番号を用いた事務処理を行わないサブシステムからはアクセスできないようプログラム制御を行うため、業務上個人番号との紐付けが必要のない情報と紐付けされることはないこと等について具体的に記載されている。 |
|                     |   | 33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                  | P.210 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.210 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.210 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.210 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.210 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 38. 従業員が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.211 | Ⅲ 3.<br>リスク3:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.211 | Ⅲ 3.<br>リスク4:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.211 | Ⅲ 3.<br>その他の<br>リスク | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |                   | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|--|-------|-------------------|-----------|--|
|                     | ⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.212 | Ⅲ 4.<br>情報管理体制    | 問題は認められない | 資料調査特定個人情報ファイルについては、法定調書に係るデータエントリー(データ入力)業務を委託することとしているが、委託先から他者への再委託等は禁止している。委託についてはインハウス型委託(受託者の作業場ではなく、国税当局が用意した場所で源泉徴収票等の入力業務を行わせる方法)で実施することや、クラウド環境上に構築するAI-OCRも利用し入力業務の高度化・効率化を図ること等が具体的に記載されている。<br>委託先において、業務期間前後及び業務期間中に実地の監査を実施することにより、委託先の業務履行能力、契約内容の遵守状況について確認すること等が具体的に記載されている。 |
|                     |   | 42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.212 | Ⅲ 4.<br>閲覧者の制限    | 問題は認められない |  |
|                     |   | 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。     | P.212 | Ⅲ 4.<br>記録        | 問題は認められない |  |
|                     |   | 44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.212 | Ⅲ 4.<br>提供ルール     | 問題は認められない |  |
|                     |   | 45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.212 | Ⅲ 4.<br>消去ルール     | 問題は認められない |  |
|                     |   | 46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.213 | Ⅲ 4.<br>委託契約書中の規定 | 問題は認められない |  |
|                     |   | 47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.213 | Ⅲ 4.<br>再委託       | 該当なし      |  |
|                     |   | 48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.213 | Ⅲ 4.<br>その他のリスク   | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果  | 所見  |
|---------------------|--|--|-------|---------------------|-----------|---|
|                     | ⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.214 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 問題は認められない | 国税当局と地方税当局との間の情報連携については、国税当局と地方税当局のみをつないだ専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムの担保していること、e-Taxへの移転については、データセンター内部に限定された回線を用い、決められた必要な情報しか提供しないようにシステムの担保していること等が具体的に記載されている。 |
|                     |  | 50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.214 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.214 | Ⅲ 5.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.215 | Ⅲ 5.<br>リスク3:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.215 | Ⅲ 5.<br>その他の<br>リスク | 該当なし      |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果 | 所見 |
|---------------------|---|---|-------|---------------------|----------|----|
|                     | ⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.216 | Ⅲ 6.<br>リスク1:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.216 | Ⅲ 6.<br>リスク2:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                         | P.216 | Ⅲ 6.<br>リスク3:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                  | P.216 | Ⅲ 6.<br>リスク4:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.216 | Ⅲ 6.<br>リスク5:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.216 | Ⅲ 6.<br>リスク6:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。       | P.216 | Ⅲ 6.<br>リスク7:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.216 | Ⅲ 6.<br>その他の<br>リスク | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所                |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|---|--------|---|---------------------|--------------|-----------|--|
| ⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 |        | 62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.217               | Ⅲ 7. リスク1: ⑤ | 問題は認められない | 特定個人情報の保管・消去について、特定個人情報を保有しているサーバの設置場所については、取り扱う情報の重要度等に応じて設定した情報取扱い区域のクラス区分に応じた入室制限及び利用権限による情報取扱い制限を設け、入退室管理等の措置を講じていること等が具体的に記載されている。<br><br>ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施するとともに、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新していること、外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断していること等が具体的に記載されている。<br><br>クラウド環境における物理的対策として、ISMAPに基づくクラウドサービスリストに掲載されている事業者であること等が具体的に記載されている。<br><br>また技術的対策として、クラウド環境に入力したデータはAI-OCR処理後、システムにより自動的に消去されること、国税庁はアクセス権を設定しクラウドを提供する事業者が特定個人情報にアクセスできないようにすること、AI-OCRサーバとのデータ授受は専用線で行い、通信内容の秘匿及び盗聴防止の措置を講じていること等が具体的に記載されている。 |
|   |        | 63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.217               | Ⅲ 7. リスク1: ⑥ | 問題は認められない |  |
|   |        | 64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。          | P.217<br>～<br>P.218 | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|   |        | 65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                           | P.217<br>～<br>P.218 | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|   |        | 66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                | P.218               | Ⅲ 7. リスク1: ⑩ | 問題は認められない |  |
|   |        | 67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                          | P.218               | Ⅲ 7. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|   |        | 68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.218               | Ⅲ 7. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|   |        | 69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.218               | Ⅲ 7. その他のリスク | 問題は認められない |  |

国税関係(賦課・徴収)事務(租税に関する調査関係)

(14)租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。)により取得した特定個人情報ファイル

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所      |         | 審査<br>結果  | 所見   |
|--|---|--|-----------|---------|-----------|--|
| (8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。 | ②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。 | 8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。                          | P.195     | II 2. ③ | 問題は認められない | 特定個人情報を保有する理由や使用目的について、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査や原処分が適正であったかどうか判断するための調査・審理を実施する際に、個人番号を利用することが具体的に記載されている。<br><br>特定個人情報の入手・使用について、租税に関する法律に基づく調査の際に、個人番号が記載された税務関係書類の確認を行う必要があるとしている等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、保管・消去)が具体的に記載されている。 |
|  |   | 9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。  | P.195     | II 2. ④ | 問題は認められない |  |
|  |   | 10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。   | P.196     | II 3. ④ | 問題は認められない |  |
|  |   | 11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。  | P.196     | II 3. ⑤ | 問題は認められない |  |
|  |   | 12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。   | P.196     | II 3. ⑥ | 問題は認められない |  |
|  |   | 13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。        | P.196     | II 3. ⑧ | 問題は認められない |  |
|  |   | 14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。   | P.196     | II 3. ⑧ | 該当なし      |  |
|  |   | 15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。                                  | P.196     | II 3. ⑧ | 問題は認められない |  |
|  |   | 16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。   | P.197     | II 4. ② | 該当なし      |  |
|  |   | 17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.197     | II 4. ⑤ | 該当なし      |  |
|  |   | 18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。                                      | P.197     | II 4. ⑧ | 該当なし      |  |
|  |   | 19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.198     | II 5. ② | 該当なし      |  |
|  |   | 20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.198     | II 5. ② | 該当なし      |  |
| 21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。         | P.199   | II 6. ①  | 問題は認められない |         |           |  |
| 22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。                    | P.199   | II 6. ②  | 問題は認められない |         |           |  |
| 23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。                        | P.199   | II 6. ③  | 問題は認められない |         |           |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |            | 審査<br>結果  | 所見  |
|--|--|--|-------|------------|-----------|---|
| <p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> | <p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | P.219 | Ⅲ 2. リスク1: | 問題は認められない | <p>特定個人情報の入手について、法令上、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査に必要があるときに限定されていることが具体的に記載されている。</p> <p>用務先で取得した書類には、封筒に封入の上、鞆等にしまうなど散逸防止の措置を講じた上で持ち帰ることとしており、これについて職員に周知徹底していること、用務先で借用、取得又は作成した書類については、持ち出し用ファイルに綴った上で封筒に封入すること等、情報漏えいを防止するための措置が具体的に記載されている。</p> |
|  |  | <p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>       | P.219 | Ⅲ 2. リスク1: | 問題は認められない |   |
|  |  | <p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.219 | Ⅲ 2. リスク2: | 問題は認められない |   |
|  |  | <p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>     | P.219 | Ⅲ 2. リスク3: | 問題は認められない |   |
|  |  | <p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>              | P.219 | Ⅲ 2. リスク3: | 問題は認められない |   |
|  |  | <p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.219 | Ⅲ 2. リスク3: | 問題は認められない |   |
|  |  | <p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>            | P.219 | Ⅲ 2. リスク4: | 問題は認められない |   |
| <p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>  | P.219  | Ⅲ 2. その他のリスク   | 該当なし  |            |           |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果  | 所見   |
|---|--------|---|-------|---------------------|-----------|--|
| ④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 |        | 32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.220 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない | 特定個人情報の使用について、KSKシステムでは保有する情報を電子データとして出力できないようにプログラムで制御していることから、納税者等から電子データで入手した情報をシステムの紐付けることはできず、職務上必要と認められ権限の与えられた者しかアクセスできないようにしていること等が具体的に記載されている。<br><br>特定個人情報の使用の記録について、使用するパソコンへのログインの記録を行い、特定個人情報ファイルの格納先へのアクセス及び特定個人情報ファイルの使用のログを記録していること等が具体的に記載されている。 |
|   |        | 33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                | P.220 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない |  |
|   |        | 34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.220 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|   |        | 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.220 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|   |        | 36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.220 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|   |        | 37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.220 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|   |        | 38. 従業員が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.221 | Ⅲ 3.<br>リスク3:       | 問題は認められない |  |
|   |        | 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.221 | Ⅲ 3.<br>リスク4:       | 問題は認められない |  |
|   |        | 40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.221 | Ⅲ 3.<br>その他の<br>リスク | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |                   | 審査<br>結果 | 所見 |
|---------------------|---|--|-------|-------------------|----------|----|
|                     | ⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.222 | Ⅲ 4.<br>情報管理体制    | 該当なし     | —  |
|                     |   | 42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.222 | Ⅲ 4.<br>閲覧者の制限    | 該当なし     |    |
|                     |   | 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。     | P.222 | Ⅲ 4.<br>記録        | 該当なし     |    |
|                     |   | 44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.222 | Ⅲ 4.<br>提供ルール     | 該当なし     |    |
|                     |   | 45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.222 | Ⅲ 4.<br>消去ルール     | 該当なし     |    |
|                     |   | 46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.222 | Ⅲ 4.<br>委託契約書中の規定 | 該当なし     |    |
|                     |   | 47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.222 | Ⅲ 4.<br>再委託       | 該当なし     |    |
|                     |   | 48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.222 | Ⅲ 4.<br>その他のリスク   | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果 | 所見 |
|---------------------|--|--|-------|---------------------|----------|----|
|                     | ⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.223 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     | —  |
|                     |  | 50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.223 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.223 | Ⅲ 5.<br>リスク2:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.223 | Ⅲ 5.<br>リスク3:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.223 | Ⅲ 5.<br>その他の<br>リスク | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果 | 所見 |
|--|--------|---|-------|---------------------|----------|----|
| ⑦情報提供<br>ネットワークシ<br>ステムとの接<br>続について、<br>特定されたリ<br>スクを軽減す<br>るために講ず<br>べき措置を具<br>体的に記載し<br>ているか。記<br>載された対策<br>は、特定個人<br>情報保護評価<br>の目的に照ら<br>し妥当なもの<br>か。 |        | 54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.224 | Ⅲ 6.<br>リスク1:       | 該当なし     |    |
|  |        | 55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.224 | Ⅲ 6.<br>リスク2:       | 該当なし     |    |
|  |        | 56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                         | P.224 | Ⅲ 6.<br>リスク3:       | 該当なし     |    |
|  |        | 57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                  | P.224 | Ⅲ 6.<br>リスク4:       | 該当なし     |    |
|  |        | 58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.224 | Ⅲ 6.<br>リスク5:       | 該当なし     |    |
|  |        | 59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.224 | Ⅲ 6.<br>リスク6:       | 該当なし     |    |
|  |        | 60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。       | P.224 | Ⅲ 6.<br>リスク7:       | 該当なし     |    |
|  |        | 61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.224 | Ⅲ 6.<br>その他の<br>リスク | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果  | 所見  |
|---------------------|--|---|-------|---------------------|-----------|---|
|                     | ⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.225 | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑤  | 問題は認められない | 特定個人情報の保管・消去について、漏えい・滅失・毀損を防ぐための措置として特定個人情報が記録されている電子記録媒体等は、施錠可能な場所に保管していること、特定個人情報が記録されているサーバは施錠可能なラック内に設置していること等が具体的に記載されている。<br><br>ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施すること、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新していること、外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断していること等が具体的に記載されている。 |
|                     |  | 63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.225 | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑥  | 問題は認められない |   |
|                     |  | 64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。          | P.226 | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑨  | 問題は認められない |   |
|                     |  | 65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                           | P.226 | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑨  | 問題は認められない |   |
|                     |  | 66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                | P.226 | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑩  | 問題は認められない |   |
|                     |  | 67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                          | P.226 | Ⅲ 7.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.227 | Ⅲ 7.<br>リスク3:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.227 | Ⅲ 7.<br>その他の<br>リスク | 問題は認められない |   |

国税関係(賦課・徴収)事務(犯罪事件の関係)

(15)租税に関する法律に基づく犯罪事件の調査により取得した特定個人情報ファイル

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所      |        | 審査<br>結果  | 所見   |
|--|---|--|-----------|--------|-----------|--|
| (8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。 | ②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。 | 8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。                          | P.201     | Ⅱ 2. ③ | 問題は認められない | 特定個人情報を保有する理由や使用目的について、犯罪事件の真相を明らかにし、国税に関する刑罰法令を適正かつ迅速に適用するためであることが具体的に記載されている。<br><br>特定個人情報の入手・使用について、犯罪事件の調査を行う必要があるときは、国税犯罪取締法において、質問・検査・領置・照会(同法第131条)、臨検・捜索・差押え(同法第132条)を行うことが認められている等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、保管・消去)が具体的に記載されている。 |
|  |   | 9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。  | P.201     | Ⅱ 2. ④ | 問題は認められない |  |
|  |   | 10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。   | P.202     | Ⅱ 3. ④ | 問題は認められない |  |
|  |   | 11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。  | P.202     | Ⅱ 3. ⑤ | 問題は認められない |  |
|  |   | 12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。   | P.202     | Ⅱ 3. ⑥ | 問題は認められない |  |
|  |   | 13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。        | P.202     | Ⅱ 3. ⑧ | 問題は認められない |  |
|  |   | 14. 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。  | P.202     | Ⅱ 3. ⑧ | 該当なし      |  |
|  |   | 15. 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。  | P.202     | Ⅱ 3. ⑧ | 問題は認められない |  |
|  |   | 16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。   | P.203     | Ⅱ 4. ② | 該当なし      |  |
|  |   | 17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.203     | Ⅱ 4. ⑤ | 該当なし      |  |
|  |   | 18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。                                      | P.203     | Ⅱ 4. ⑧ | 該当なし      |  |
|  |   | 19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.204     | Ⅱ 5. ② | 該当なし      |  |
|  |   | 20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.204     | Ⅱ 5. ② | 該当なし      |  |
|  |   | 21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。   | P.205     | Ⅱ 6. ① | 問題は認められない |  |
| 22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。                    | P.205   | Ⅱ 6. ②   | 問題は認められない |        |           |  |
| 23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。                        | P.205   | Ⅱ 6. ③   | 問題は認められない |        |           |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|--|---|--|-------|--------------|-----------|--|
| <p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | P.228 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない | <p>特定個人情報の入手について、犯則事件の調査に必要があるときに質問・検査・領置・照会、臨検・捜索・差押を行う場合は、国税犯則取締法に基づき厳格に行われるため、必要な情報以外を入手することはないことが具体的に記載されている。</p> <p>調査先から取得した資料を搬送する際には、収納箱に収納した後、封を行うなど、紛失及び散逸を防止する措置を義務付けている等、特定個人情報の情報漏えいを防止するための措置が具体的に記載されている。</p> |
|  |   | <p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>       | P.228 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.228 | Ⅲ 2. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>     | P.228 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>              | P.228 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.228 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>            | P.228 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>  | P.228 | Ⅲ 2. その他のリスク | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果  | 所見  |
|---|--------|---|-------|---------------------|-----------|---|
| ④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 |        | 32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.229 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない | 特定個人情報の使用について、職務上必要であるとして権限の与えられた者しか特定個人情報ファイルにアクセスできないこと、KSKシステムでは保有する情報を電子データとして出力できないようにプログラムで制御していることから、特定個人情報ファイルの情報をシステムの的に紐付けることはできないこと等が具体的に記載されている。<br><br>特定個人情報の使用の記録について、使用するパソコンへのログインの記録を行い、特定個人情報ファイルの格納先へのアクセス及び特定個人情報ファイルの使用のログを記録していること等が具体的に記載されている。 |
|   |        | 33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                  | P.229 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない |   |
|   |        | 34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.229 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|   |        | 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.229 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|   |        | 36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.229 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|   |        | 37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.229 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|   |        | 38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.229 | Ⅲ 3.<br>リスク3:       | 問題は認められない |   |
|   |        | 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.230 | Ⅲ 3.<br>リスク4:       | 問題は認められない |   |
|   |        | 40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.230 | Ⅲ 3.<br>その他の<br>リスク | 問題は認められない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |                           | 審査<br>結果 | 所見 |
|---------------------|---|--|-------|---------------------------|----------|----|
|                     | ⑤特定個人情報<br>の委託につ<br>いて、特定さ<br>れたリスクを<br>軽減するため<br>に講ずべき措<br>置を具体的に<br>記載してい<br>るか。記載され<br>た対策は、特<br>定個人情報保<br>護評価の目的<br>に照らし妥当<br>なものか。 | 41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.231 | Ⅲ 4.<br>情報管理<br>体制        | 該当なし     | —  |
|                     |   | 42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.231 | Ⅲ 4.<br>閲覧者の<br>制限        | 該当なし     |    |
|                     |   | 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。     | P.231 | Ⅲ 4.<br>記録                | 該当なし     |    |
|                     |   | 44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.231 | Ⅲ 4.<br>提供ルー<br>ル         | 該当なし     |    |
|                     |   | 45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.231 | Ⅲ 4.<br>消去ルー<br>ル         | 該当なし     |    |
|                     |   | 46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.231 | Ⅲ 4.<br>委託契約<br>書中の規<br>定 | 該当なし     |    |
|                     |   | 47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.231 | Ⅲ 4.<br>再委託               | 該当なし     |    |
|                     |   | 48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.231 | Ⅲ 4.<br>その他の<br>リスク       | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果 | 所見 |
|---------------------|--|--|-------|---------------------|----------|----|
|                     | ⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.232 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.232 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.232 | Ⅲ 5.<br>リスク2:       | 該当なし     | —  |
|                     |  | 52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.232 | Ⅲ 5.<br>リスク3:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.232 | Ⅲ 5.<br>その他の<br>リスク | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果 | 所見 |
|---------------------|---|---|-------|---------------------|----------|----|
|                     | ⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.234 | Ⅲ 6.<br>リスク1:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.233 | Ⅲ 6.<br>リスク2:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                         | P.233 | Ⅲ 6.<br>リスク3:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                  | P.233 | Ⅲ 6.<br>リスク4:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.233 | Ⅲ 6.<br>リスク5:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.233 | Ⅲ 6.<br>リスク6:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。       | P.233 | Ⅲ 6.<br>リスク7:       | 該当なし     |    |
|                     |   | 61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.233 | Ⅲ 6.<br>その他の<br>リスク | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所                |                     | 審査<br>結果  | 所見  |
|---------------------|--|---|---------------------|---------------------|-----------|---|
|                     | ⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.234               | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑤  | 問題は認められない | 特定個人情報の保管・消去について、漏えい・滅失・毀損を防ぐための措置として特定個人情報ファイルが保存されているパソコン・電子記録媒体等は入退館管理をしている建物内に所在する施錠可能な倉庫内で保管し、特定個人情報ファイルが記録されているサーバは施錠可能なラック内に設置している等が具体的に記載されている。<br><br>ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施すること、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新していること、外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することなどでアクセスそのものを遮断していること等が具体的に記載されている。 |
|                     |  | 63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.234               | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑥  | 問題は認められない |   |
|                     |  | 64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。          | P.234<br>～<br>P.235 | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑨  | 問題は認められない |   |
|                     |  | 65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                           | P.234<br>～<br>P.235 | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑨  | 問題は認められない |   |
|                     |  | 66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                | P.235               | Ⅲ 7.<br>リスク1:<br>⑩  | 問題は認められない |   |
|                     |  | 67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                          | P.235               | Ⅲ 7.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.235               | Ⅲ 7.<br>リスク3:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.235               | Ⅲ 7.<br>その他の<br>リスク | 問題は認められない |   |

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所         |                     | 審査<br>結果         | 所見  |
|--|---|---|--------------|---------------------|------------------|---|
| <p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> | <p>74.AI-OCRを活用した源泉徴収票等の入力業務について、クラウド環境を活用するが、クラウド環境の選定及び源泉徴収票等の入力業務に係るリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p> | <p>P.217</p> | <p>Ⅲ 7.<br/>⑤、⑥</p> | <p>問題は認められない</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されている事業者を選定していること</li> <li>・クラウド環境に入力したデータはAI-OCR処理後、システムにより自動的に消去されること</li> <li>・国税庁はアクセス権を設定しクラウドを提供する事業者が特定個人情報にアクセスできないようにすること</li> <li>・AI-OCRサーバとのデータ授受は専用線で行い、通信内容の秘匿及び盗聴防止の措置を講じていること</li> <li>等が具体的に記載されている。</li> </ul> |

## 【総評】

- (1) 国税関係(賦課・徴収)事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) AI-OCRを活用した源泉徴収票等の入力業務に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

## 【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 国税関係(賦課・徴収)事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。